

活力ある水田農業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第2の2の水田フル活用ビジョンに基づき、地域の農業経営の安定を図るため、市町村等（以下「事業実施主体」という。）が実施する活力ある水田農業支援事業実施要領（令和元年8月1日付け花第50号農政部長通知。以下「要領」という。）に基づき承認された事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、事業実施主体が実施する前条に規定する事業に対し、市町村が補助する事業に要する経費（市町村が事業実施主体の場合にあっては、当該事業に要する経費）について、市町村に交付するものとし、事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事へ提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該金額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更であつて、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であり、補助金額の増額を伴わないものについてはこの限りではない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この事業により取得した財産等については、管理規程を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。
- (5) 市町村が、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し補助する場合においては、前各号の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。
- (6) 第3条第2項ただし書による交付申請に係る交付決定については、補助金に係る消費税等仕入控除税額について第7条第2項による実績報告を行わなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した事業実施主体において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 第3条第2項ただし書により交付申請をした市町村長は、前条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前条第2項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は前項の報告があった場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(処分の制限)

第10条 事業実施主体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産（以下「取得財産等」という。）については、知事が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具

(3) その他農務事務所長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたもの

- 2 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）を勘案し、交付決定のときに示すものとする。
- 3 事業実施主体は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとするときは、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第11条 補助金の交付を受けた市町村及び事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（書類の提出）

第12条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する市町村を経由し農務事務所に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する事業実施主体にあつては、代表者の住所を所管する市町村及び農務事務所とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

事業種目	事業実施主体	事業の内容	補助対象経費	補助率	重要な変更
1 戦略作物等生産力 向上支援事業	市町村 農業協同組合 農業法人 営農団体	水田における麦、大豆、加工用米、 飼料作物、そばの導入、省力化、生 産性の向上及び作付拡大に必要な 機械・施設の整備を行う事業に対 し助成する。	1 備品購入費（1点あたり 5万円以上の物品に限る） 2 工事請負費 3 原材料費	県 4／10以内 市町村 1／10以上	(1) 総事業費の20％を超える増減 の変更 (2) 補助対象経費相互間におけるい ずれか低い額の20％を超える経 費配分の変更
2 産地づくり対策促 進事業	市町村	麦、大豆、加工用米、飼料作物、そ ばの定着と作付拡大を図るため、 国の転作助成に対して上乗せ助成 する。	1 補助金	10,000 円／10a の 1／2以内 (市町村・農業協同組 合補助と同額とす る)	(3) 事業の新設、追加又は廃止 (4) 事業実施箇所の変更 (5) 事業実施主体の変更 (6) 承認を受けた購入物品設置設備 の変更